**指定管理者制度導入施設における評価委員会によるモニタリングについて**

**１　目的・経緯**

モニタリングとは、管理運営の状況について点検・評価を行い、その結果を公表することで施設設置者としての説明責任を果たすとともに、以降の年度の事業計画等に反映させることにより、府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営の一層の推進に資することを目的とするものである。

大阪府においては、平成１８年度より指定管理者による公の施設の運営を実施してきたが、平成２０年度に選定基準を見直したことにより、府が支払う委託料が大きく減ることとなった。委託料低下に伴い品質が低下することは、府民サービスの観点からも、指定管理者制度の趣旨に鑑みても望ましくない。

そこで、２３年度より、多くの府民が利用する施設を中心に、２５年度からは、すべての指定管理者制度導入施設において、外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリングを実施している。

**２　実施体制**

1. **指定管理者評価委員会**

〇指定管理者評価委員会は、施設所管課の評価、利用者満足度調査等の結果についての施設所管課の報告及びヒアリングに基づき、評価チェックを行うとともに、施設所管課に対して指摘・提言を行う。

1. **施設所管課**

○施設所管課は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた評価票を作成する。

○施設所管課は、指定管理者が当該年度の事業計画書・仕様書等に基づき施設を適切に管理運営しているかについて、施設所管課として評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告する。

○施設所管課は、指定管理者評価委員会による点検や指摘・提言を踏まえ、対応方針を策定する。

1. **指定管理者**

○指定管理者は、評価票の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を施設所管課へ報告する。

**３　評価方法**

【評価資料】

　　　・評価票（指定管理者の自己評価、施設所管課の評価）

【評価方法】

1. 評価は、事業開始時に指定管理者が策定した事業計画に照らして、その履行状況の達成度について、「Ｓ」「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」の４段階で行う。

・Ｓ（優良）　　　事業計画を達成し、計画を上回る実績がある。

・Ａ（良好）　　　事業計画を十分達成している。

・Ｂ（ほぼ良好） 事業計画を概ね達成している。

・Ｃ（要改善）　　事業計画をかなり下回っている。

1. 評価細目ごとに、特記事項があれば記すこととする。

**４　評価結果の活用**

1. 指定管理者は、指摘・提言・対応方針を反映した次年度の事業計画を策定する。
2. 地域教育振興課は、今後の対応方針を策定するとともに、評価結果がＣ（要改善）の項目には、改善のための具体的指示を指定管理者へ行い、運営改善を促す。

**５　スケジュールについて**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時　期 | 指定管理者評価委員会 | 施設所管課 | 指定管理者 |
| 6～7月 | 第１回評価委員会開催  【評価票の確定】 | （地域教育振興課）  評価票の作成 |  |
| 8～11月 |  |  | 自己評価の実施 |
| １２月 | （必要に応じて、指定管理者に  対してヒアリング等を実施） | （中央図書館）  評　　　　価 | 自己評価の報告 |
| １月 | 第２回評価委員会開催  【施設所管課による評価の内容について点検】  指摘・助言「 | （地域教育振興課･中央図書館）  対応方針策定    次年度以降の事業計画等に反映 |  |
| ２月末まで |  |  | 事業計画書の提出 |

※評価票及び対応方針については、ＨＰで公表を行う。